

議案第107号

狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和45年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の207.5」に改める。

第2条 狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の210」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月26日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

市長、副市長及び教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。